

ID: 66

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	入室の許可		
例規名 根拠条項	名寄市教育支援センター規則 第10条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第40号		
<p>【根拠条文】 (入室の許可等) 第10条 教育長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、その諾否を教育支援センター入室許可・不許可通知書（別記様式第2号）により当該校長及び保護者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (対象者) 第6条 センターへの入室対象者は、心理的な要因等により不登校状態にあり、かつ、次の要件を備えた児童生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名寄市内の小学校、中学校又は義務教育学校に在籍していること。 (2) 児童生徒本人及びその児童生徒の保護者が入室を希望していること。 (3) 児童生徒の在籍校の校長から入室への同意や依頼があること。 			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和7年4月1日